

林産物の出荷制限及び自粛等の状況

：直近で出荷制限の解除、一部解除（ ）は解除された生産者数

平成30年5月28日

市町村名	原木しいたけ (露地)	原木しいたけ (施設)	くまぞて つ(こ み)	こしあぶら	たけのこ	たらのめ (野生)	ぜんまい	わらび (野生)	原木ムキタケ	野生きのこ	原木なめこ	備 考 (制限or自粛)
白石市	●24.1.16				(●)H24.5.1 ※27.4.24解除							制1
角田市	●24.1.16 ※30.4.24(1名)解除											制1 一部解除1
蔵王町	●24.3.15											制1
七ヶ宿町	●24.5.10 ※29.7.11(1名)解除 ※29.11.28(2名)解除 ※29.12.14(1名)解除 ※30.4.27(1名)解除			●24.5.11								制2 一部解除1
村田町	●24.4.5 ※30.4.24(1名)解除									●28.9.12		制2 一部解除1
川崎町	●24.5.7 ※28.12.22(1名)解除											制1 一部解除1
丸森町	●24.3.8				●24.5.1 ※26.4.17 旧耕野村解除 ※27.4.24 旧丸森町、旧小 齋村解除		●24.5.11					制3 一部解除1
仙台市	●24.4.27 ※27.2.18(2名)解除 ※27.7.21(3名)解除 ※28.1.8(2名)解除									●26.9.24		制2 一部解除1
名取市	●24.4.27 ※30.1.18(1名)解除											制1 一部解除1
富谷市	●24.5.7											制1
大和町	●24.5.7 ※27.2.18(1名)解除			●25.5.7								制2 一部解除1
大衡村	●24.5.18 ※29.3.31(1名)解除	○25.12.18 ※27.12.25(2名)解除 ※29.5.25(1名)解除										制1、自1 一部解除2
大崎市	●24.4.20 ※27.4.10(1名)解除 ※27.9.28(1名)解除 ※28.9.27(1名)解除		(● 24.4.27) ※H27.6.23 (栽培) H29.5.23(野 生)解除	●24.5.9	●28.6.7 旧三本木町に 限る	●26.4.25	●24.5.17	●30.5.28		●24.10.18		制7 一部解除1
加美町	●24.4.27 ※27.9.11(2名)解除 ※28.9.27(1名)解除 ※28.12.19(1名)解除 ※29.4.6(1名)解除 ※29.8.8(1名)解除 ※30.1.12(1名)解除		(●24.5.2) ※27.5.25解除					●30.5.28				制2 一部解除1
色麻町	●24.5.9 ※29.10.11(1名)解除											制1 一部解除1
栗原市	●24.4.12 ※28.1.25(1名)解除 ※28.6.2(1名)解除 ※28.12.7(1名)解除		●24.4.27	●24.5.7	●24.6.29 ※27.7.17 旧築館町、旧高 清水町、旧瀬峰 町、旧志波姫町 解除 ※29.10.11 旧若柳町解除	●26.4.25			○ 23.11.16 ※28.2.2(1 名)解除 ※30.1.19 (1名)解除	●24.10.18		制6、自1 一部解除2
石巻市	●24.4.19											制1
東松島市	●24.4.25											制1
登米市	●24.4.25 ※26.8.26(2名)解除 ※27.2.13(2名)解除 ※28.4.22(1名)解除			●24.5.7								制2 一部解除1
気仙沼市	●24.4.11 ※27.8.25(1名)解除		(●24.5.9) ※29.7.24 解除	●24.5.11		●26.4.25	●24.5.11				○24.11.2 ※29.2.10 (1名)解除	制4、自1 一部解除2
南三陸町	●24.4.11 ※27.7.17(1名)解除 ※27.12.25(1名)解除 ※29.1.6(1名)解除			●24.5.9								制2 一部解除1
出荷制限計	21	0	1	7	3	3	3	2	0	4	0	制44
出荷自粛計	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	自3

凡 例 ●出荷制限指示の日○出荷自粛要請の日※出荷制限解除の日

解除された原木しいたけ(露地栽培)生産者数:計42名
解除された原木しいたけ(施設栽培)生産者数:計3名
解除された原木むきたけ(露地栽培)生産者数:計2名
解除された原木なめこ(露地栽培)生産者数:計1名

*「出荷自粛」と「出荷制限」

・「出荷自粛」は、その市町村(A)で初めて基準値を超えた場合、知事から生産者に対して「出荷自粛」を要請する。
・「出荷制限」は、「出荷自粛」市町村の周辺市町村(B)において、同一品目から基準値を超えた場合に、(A)(B)の市町村に対して原子力安全対策本部長(内閣総理大臣)から出荷注「原木しいたけ(露地)(施設)、原木むきたけの出荷制限解除・自粛解除は、すべて「県の定める管理計画に基づき管理されることが確認できた特定」の生産者に対する限定解除」であり、()内の人数は、解除日より新たに出荷再開できることになった人数である。